

手続補正書（記載見本）

【書類名】 手続補正書
（【提出日】 令和××年１２月 １日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【補正をする者】
【住所又は居所】 スイス国， ジュネーブ ９９， リュ ドゥ セキトン ２
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 ○○○○○○ ）
【手続補正１】
【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 ○○○
【補正方法】 ○○
【補正の内容】

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。
- (注5) 【補正対象書類名】欄は「意匠登録願」「図面」のように、【補正対象項目名】欄は「意匠に係る物品」「意匠の説明」「本意匠の表示」のように、【補正方法】欄は「変更」「追加」「削除」のように記載してください。
- (注6) 「意匠に係る物品」「意匠に係る物品の説明」「意匠の説明」を補正対象項目とする場合には、【補正の内容】は英語で記載してください。

(3) 手続補正書の作成例

①DAS のアクセスコードを補充又は補正する場合

国際出願時に DAS のアクセスコードを記載していなかった場合、あるいは国際出願時に記載したアクセスコードに誤りがある場合は、所定の期間内(「2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続」を参照)に、日本国特許庁に対してアクセスコードを補充又は補正するための手続補正書を提出することができます。

アクセスコードに不備はなく、その他の優先権情報(【国・地域名】【出願日】【出願番号】)に誤記があった場合は、日本国特許庁に対してその誤記に対する補正の手続を行うことができないため、国際事務局に対して更正の請求を行ってください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 パリ条約による優先権等の主張

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 ○○○○○○

【出願日】 ○○○○年○月○日

【出願番号】 □□□□□□

【出願の区分】 意匠登録

【アクセスコード】 △△△△

【優先権証明書提供国 (機関)】 世界知的所有権機関

【その他】 意匠法第 60 条の 10 第 2 項で準用する特許法第 43 条第 5 項の規定による書面の提出

(注1) 台湾智慧財産局への出願を基礎として優先権主張をしている案件について、二庁間での優先権証明書類の電子的交換(二庁間 PDX)を利用する場合、【優先権証明書提供国(機関)】は「台湾」と記載してください。

(注2) 意匠の国際登録出願(ハーグ出願)を基礎出願とする場合は、【出願番号】の欄には国際登録番号ではなく WIPO 整理番号を記載してください。

(注3)欧州連合知的財産庁への出願を基礎として優先権主張をしている案件について DAS を利用する場合、基礎出願番号の枝番号の記載が必要です。枝番号がないものは DAS による証明書の取得ができませんのでご注意ください。なお、枝番号を手続補正書にて追加する場合は【その他】欄に下記のように上申してください。

例) 【その他】・・・国際登録簿に記録されている基礎出願番号と一部相違していますが、DAS を取得するための正しい出願番号は本手続補正書に記載したとおりです。

②【意匠の創作をした者】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の創作をした者を記載する場合には、意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所の記載は、実施細則第301節(c)に定める外国語で記載しなければなりません。[意施規2条の4]

(i) 意匠の創作をした者を追加する場合

国際出願時に願書様式(【DM/1】)に意匠の創作をした者を1人も記載しなかった場合(国際公表時公報の”(72) Name and address of creator of designs”欄がない場合)であって、新たに創作者名を追加したいときには、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の創作をした者を記載してください。また、【その他】欄を設けて、追加の理由(願書に創作者を記載しなかった経緯等)を具体的に記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo, 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo, 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

【その他】 … (変更の理由を記載する) …

(ii) 意匠の創作をした者を追加・削除・変更する場合

国際出願時に意匠の創作をした者を記載し、国際公表時公報の”(72) Name and address of creator of designs”欄にその記録があるが、新たに別の創作者名を追加したい/一部の者を削除したいときには、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の創作をした者全員を記載し、【その他】欄を設けて、変更(追加・削除)の理由を具体的に記載してください。なお、意匠の創作をした者全員の宣誓書(創作者を削除するときは、削除する者も含め全員の宣誓書)を添付する必要があります。宣誓書は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

【その他】 … (変更の理由を記載する) …

【提出物件の目録】

【物件名】 意匠の創作をした者の相互の宣誓書及び訳文 各 1

(宣誓書の記載例)

宣誓書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記の出願について、私ども、◎◎◎◎及び△△△△が真の意匠の創作をした者であり、□□□□は意匠の創作をした者ではないことをここに宣誓します。

記

1. 出願番号 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
2. 意匠に係る物品 〇〇〇〇〇〇

意匠の創作をした者

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 ◎◎◎◎

意匠の創作をした者

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 △△△△

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 □□□□

③【意匠に係る物品】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠に係る物品を記載する場合には、**英語**で記載しなければなりません。[意施規2条の5]

【補正方法】欄には「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠に係る物品を記載してください。

【書類名】 手続補正書

…（略）

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠に係る物品

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠に係る物品】 V e h i c l e

④【意匠の説明】の欄を補正する場合

国際出願願書の「**9.Description**」及び「**10.Legends**」欄に記入し、国際公表時公報の”(57)Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought”欄、又は”(55) Legend(s) to indicate a specific view of the product, preceded by the corresponding design number and reproduction numbers.”欄に記録された事項を変更したいときは、【意匠の説明】欄を補正します。

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の説明を記載する場合には、**英語**で記載しなければなりません。[意施規2条の5]

(i) 意匠の説明を追加する場合

新たに意匠の説明を追加する場合には、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) Perspective; 1. 2) Front・・・・

(注) 国際公表時公報の(55)又は(57)欄のいずれかに記録がある場合は、【補正方法】は「変更」と記載します。

(ii) 意匠の説明の内容を変更する場合

意匠の説明の内容を変更する場合には、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) P
erspective; 1. 2) Front・・・・

(57) Description

(55) Legends

(注)【意匠の説明】欄は手続補正書の内容で上書きされるため、国際公表時公報の(55)又は(57)欄のいずれかに既に記載があり、その記載に変更がない場合であっても手続補正書上の【意匠の説明】欄に記載しておく必要があります。

⑤【本意匠の表示】の欄を補正する場合

国際公表時公報の”(66)Data relating to the principal design”欄に関する事項を変更したいときは、【本意匠の表示】欄を補正します。

(i) 国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に補正する場合

国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に変更する場合には、新たに本意匠の表示を追加する補正を行います。【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に【本意匠の表示】欄を設けて、本意匠とする意匠の出願番号又は登録番号を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【本意匠の表示】

【出願番号】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

※登録番号を記載する場合には、【出願番号】を【登録番号】とし、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」と記載してください。

(ii) 関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合

関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に変更する場合には、本意匠の表示を削除する補正を行います。【補正方法】欄に「削除」と記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正方法】 削除

⑥図面を補正する場合

国際意匠登録出願において、国際出願時に国際事務局へ提出した複製物の内容を変更したい場合には、図面を補正してください。

なお、国際公表時公報の”(57)Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought”欄、又は”(55) Legend(s) to indicate a specific view of the product, preceded by the corresponding design number and reproduction numbers.”欄に記録された事項にも変更が及ぶ場合は、【意匠の説明】欄も補正します。

(i) 図面を全図変更する場合

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 全図

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 図面

【1. 1】

図面イメージ

【1. 2】

図面イメージ

【1. 3】

図面イメージ

… (省略) …

(ii) 図面を図単位で補正する場合(図面を変更する場合)

【書類名】	手続補正書
… (略) …	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	図面
【補正対象項目名】	1. 1
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【1. 1】	
	図面イメージ

(iii) 図面を図単位で補正する場合(図面を追加する場合)

【書類名】	手続補正書
… (略) …	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	意匠登録願
【補正対象項目名】	意匠の説明
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【意匠の説明】	1. 1) P e r s p e c t i v e ; 1. 9) R e f e r e n c e v i e w
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	図面
【補正対象項目名】	1. 9
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【1. 9】	
	図面イメージ

追加した意匠について言及

⑦国際意匠登録出願が産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である場合

国際意匠登録出願においては、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載することができないため、下記のように手続補正書を作成し、国際公表後に特許庁に対して提出してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 その他

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【その他】 国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和○年度、○○省、○○事業、産業技術力強化法第 1 7 条第 1 項の適用を受けるもの）